

内閣府官民人材交流センター任期付職員の募集について (課長補佐級又は係長級)

内閣府官民人材交流センターでは、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定官職

内閣府事務官（官民人材交流センター主任調整官付調整官（課長補佐級又は係長級））

2. 職務内容

内閣府官民人材交流センターでは、国家公務員の離職に際して離職後の就職の援助、官民の人材交流の円滑な実施のための支援を業務としています。

今回募集する職員は、離職後の就職の援助に係る業務において、再就職を希望する国家公務員が経験・専門性を発揮することができる求人を開拓する業務を担うこととなります。そのために、

- (1) 国家公務員の求職者及び求人企業・団体のニーズ等を分析・把握
- (2) 自律的に企業・団体にアプローチして適切な求人を発掘・獲得
- (3) 職業紹介事業者との連携を強化するための広報や個別アプローチ
- (4) その他、業務の改善につながる企画・立案などの業務を行っていただきます。

3. 募集人員

1名

4. 応募要件

以下の全ての要件を満たす者

- (1) 4年制大学を修了又はこれと同等以上の学力を有すると認められること。
- (2) 民間企業等において、例えば、下記①又は②のような営業業務において顧客との接点を持つ業務を担い、顧客の意向を踏まえて自ら状況分析や課題設定を行って対応する実務経験を7年以上有し、十分な成果をあげた経験があること。
 - ① 営業系コールセンターのアウトバウンドコール
 - ② 消費者又は法人等への対面営業なお、求人企業等や求職者と直接関わる人材サービス業務や採用・人事・労務担当業務などの経験があり、労働法制に関する資格や知見がある方を特に歓迎する。
- (3) 業務に必要なパソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）のスキルを十分に有すること。
- (4) 採用予定期間（令和8年8月1日から2年間）にわたり、継続して勤務が可能なこと。

なお、次のいずれかに該当する者は、応募資格がありません。

 - (1) 日本国籍を有しない者

- (2) 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の規定により、国家公務員となることができない者
- ・ 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5. 採用形態

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律に基づき常勤の国家公務員として採用

6. 給 与

一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき支給

行政職（一）初任給基準表の一般職（大卒又は高卒）区分の適用を受ける場合の俸給額（地域手当、本府省業務調整手当を含む。）の例は、下記のとおりです。このほか、各種手当の適用がある場合があります。

（課長補佐級の場合）約 5 3 万円（年収約 7 3 6 万円）

（係長級の場合）約 3 5 万円（年収約 5 8 0 万円）

なお、給与の額は職責や業務内容などを総合的に考慮し、任命権者が個別に決定します。

7. 身分・服務

国家公務員法を適用

8. 雇用期間（予定）

令和 8 年 8 月 1 日から 2 年間（5 年を限度として期間の更新もあり得ます。）

9. 勤務時間・休暇

勤務時間：原則として、平日午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分まで（土・日・休日を除く。必要に応じ、超過勤務あり。）

休 暇：年次休暇 20 日（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。翌年に繰り越し可能。）、特別休暇（3 日間の夏季休暇を含む。）、病気休暇、介護休暇

10. 勤務地

内閣府官民人材交流センター（東京都千代田区大手町 1-3-3）

11. 応募方法

<提出書類>

① 履歴書

- ・ 市販の用紙で可。電子的に作成した履歴書の印刷物も可。
- ・ 写真を必ず添付すること。

② 志望理由書

- ・ A 4 横書き 1,000 字以内。

③ 職務経歴書

- ・ 様式自由。A 4 横書き。
- ・ これまでに従事した業務の内容を具体的に記述したもの。
特に、上記 4. の応募要件 (2) に関して具体的に記述すること。

<提出方法>

郵送に限る（封筒の表面に、赤色で「任期付職員応募書類在中」と記載のこと）。

<提出先>

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-3-3
内閣府官民人材交流センター総務課総務係

<提出締切>

令和 8 年 6 月 26 日（金）必着

※応募書類の提出に応じ、締切り前であっても随時面接を行わせていただきます。

12. 選考方法

1 次選考：書類選考

2 次選考：面接

※ 書類選考の結果、2 次選考（面接）を行うことになった方のみ、2 次選考の日時
場所等をご連絡いたします。

※ 応募書類は、返却いたしません。

13. 連絡先

内閣府官民人材交流センター総務課総務係 担当：小林
電話番号 03-6268-7675

14. その他

- (1) 応募の秘密については、厳守いたします。
- (2) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属
先から退職していただく必要があります（休職は不可）。
- (3) 採用内定後、卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただ
きます。
- (4) マイナンバーカードを身分証明書として使用するため、採用後は、同カードが必要と
なります（応募時にはカードは必要ありません）。

以 上